

## その他法令等に該当する施設一覧

No	施設	根拠法	備考
1	病院	医療法第21条	
2	ハンセン病療養所	ハンセン病法第11条	
3	診療所	医療法第1条の5第2項	
4	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	老人福祉法第17条第2項	
5	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項	
6	介護医療院	介護保険法第8条第29項	
7	有料老人ホーム(特定施設入居者介護の指定を受けた施設)	介護保険法第8条第11項、第74条	
8	軽費老人ホーム(A型及び特定施設入居者介護の指定を受けた施設)	社会福祉法第65条第2項、介護保険法第8条第11項、第74条	
9	小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第14項、第78条の4	
10	看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第14項、第78条の4	
11	養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3、第17条第2項	
12	指定居宅サービス(訪問看護)	介護保険法第8条第4項	訪問看護ステーション、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所介護(デイサービス)
13	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46	
14	保育所	児童福祉法第45条	
15	助産施設	児童福祉法第45条	
16	乳児院	児童福祉法第45条	
17	児童養護施設	児童福祉法第45条	
18	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	児童福祉法第45条	
19	主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設	児童福祉法第45条	
20	医療型障害児入所施設	児童福祉法第42条第2号	
21	指定発達支援医療機関	児童福祉法第6条の2の2第3項	
22	医療型児童発達支援センター	児童福祉法第45条	
23	児童心理治療施設	児童福祉法第45条	
24	母子保健法に基づく産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2第1項第2号	・産後ケアセンター、子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)、市町村保健センター等
25	特定町村	地域保健法第21条第2項第1号	
26	保健所	地域保健法第10条	
27	指定療養介護事業所	障害者総合支援法第43条	
28	指定生活介護事業所	障害者総合支援法第43条	
29	指定自立訓練(機能訓練)事業所	障害者総合支援法第43条	
30	指定障害者支援施設	障害者総合支援法第44条	生活介護、自立訓練(機能訓練)を行う場合
31	のぞみの園	のぞみの園法第11条第1号	
32	企業の健康管理室(産業保健師等)	労働安全衛生法	

本一覧は、対象施設例となります。

※上記以外で対象施設となるか分からない場合は、東京都ナースプラザ就業定着奨励金担当までお問い合わせください。